

再生可能エネルギーに関する条例の制定について

【発表の要旨】

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例を令和4年12月26日に公布しました。

事業を規制する区域や義務となる手続きについて定めており、令和5年4月1日から施行されます。

1 条例名

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例

2 制定の趣旨

災害の発生の防止並びに自然環境、景観及び生活環境を保全するため、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理を求める条例を定めるものです。

3 対象とする発電事業

市内で行われる10キロワット以上の太陽光及び風力発電事業が対象となります。ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に発電設備を設置する太陽光発電事業は除きます。

4 事業を規制する区域

①禁止区域（事業を実施してはならない区域）

急傾斜地崩壊危険区域／土砂災害特別警戒区域／砂防指定地／地すべり防止区域／国立公園

②抑制区域（事業者に対し事業を実施しないように求める区域）※抜粋

宅地造成工事規制区域／河川保全区域／土砂災害警戒区域／岩手県景観計画に定める重点地域／史跡名勝天然記念物が所在する区域、周知の埋蔵文化財包蔵地／県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域／市指定有形文化財が所在する区域／農用地区域内にある農地／都市計画区域のうち工業地域及び工業専用地域を除く地域

5 手続き等の義務付け

①50キロワット以上の事業を行う場合、抑制区域内で事業を行う場合

事前協議、説明会の開催、標識の設置、許可申請、変更許可申請・届出

②50キロワット未満の事業を行う場合、抑制区域外で事業を行う場合

事業の届出

③全ての事業者

工事の届出（着手、中断、再開、完了）、承継の届出、事業廃止の届出（発電設備の撤去・処分を含む）、事業区域及び再生可能エネルギー発電設備における異常発生時の対応（速やかな現地確認、早急に必要な措置の実施、周辺関係者等への周知、市長への通報）

【担当】

市民課 環境衛生係

主任 中軽米 広和

電話 0195-74-2111（内線1069）